傍 聴 要 領

（佐賀県肝疾患対策委員会）

１　傍聴する場合の手続

(1)　協議会の傍聴を希望する方は、事務局に申し出て、協議会の会長または事務局の承諾を得た上で、事務局の指示に従って協議会の会場に入室してください。

(2)　傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第、終了します。

２　協議会を傍聴するに当たり守っていただく事項

傍聴者は、協議会を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

(1)　協議会開催中は、静粛に傍聴するものとし、拍手その他の方法により、言論に対して賛成、反対の意向等を表明しないこと。

(2)　騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(3)　会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。

(4)　会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5)　その他会場の秩序を乱し、協議会の支障となる行為をしないこと。

(6)　体調不良の場合は傍聴を行わないこと。

３　協議会の秩序の維持

(1)　傍聴者は、協議会を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。

(2)　傍聴者が上記２に違反したときは、会長が注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。